

## 平成30年度6次産業化人材育成研修等 業務委託に関する募集要項

### 1 趣旨

農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農林水産物やバイオマスといった農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのことを言い、農山漁村の活性化や所得の向上、雇用の確保を図るうえで重要な取り組みである。

このため、本事業においては、経営感覚をもって6次産業化の事業に取り組める人材を育成する人材育成研修会、インターンシップ研修（以下、「人材育成研修等」という。）を開催するものとし、これらに係る業務の受託候補者を公募型企画提案方式により選定する。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名称

平成30年度6次産業化人材育成研修等業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「平成30年度6次産業化人材育成研修等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）及び「平成30年度6次産業化人材育成研修等業務委託契約書」（案）（以下、「契約書」という。）のとおり。

#### (3) 委託期間

契約締結の日～平成31年2月28日（木）

#### (4) 委託料上限額

金1,029,340円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### 3 応募資格

次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 事業実施に当たり必要な人員体制が整備されていること。
- (4) 法人税、消費税、すべての県税を滞納していないこと。
- (5) この公告の日から審査結果通知日までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立ての動きを行っていない者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く）。あわせて、直近年の収支が黒字かつ累積損失がないなど、財務状況が健全であり、年間を通じて安定した事業運営が可能なこと。

- (7) 特定の農林漁業者等のみを支援対象とする者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (10) 法人の役員等（非常勤の役員を含む）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
  - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者。
  - イ 破産者で復権を得ないもの。
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの。
- (11) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、「山梨県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」において、排除措置の例外として位置付けられている者については、この限りではない。
- (12) 特に農業分野・6次産業分野に関しての人材育成等の取り組みや活動実績があること。

#### 4 契約形態

公募型企画提案方式により、企画提案について、事業企画書（別紙様式1）により審査のうえ、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約を締結する。

#### 5 質問及び回答

企画提案に係る質問及び回答は以下のとおりとする。

- (1) 質問受付期間  
平成30年4月9日（月）～平成30年4月13日（金）午後4時まで
- (2) 質問方法及び送付先  
質問書（別紙様式2）により、電子メールにて次に送信すること。  
山梨県農政部果樹・6次産業振興課（野菜・6次産業化担当）  
メールアドレス：[kaju@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kaju@pref.yamanashi.lg.jp)
- (3) 回答方法  
質問への回答は、平成30年4月16日（月）までに山梨県果樹・6次産業振興課ホームページにおいて回答する。
- (4) その他  
電話での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問

者へ問い合わせる。

## 6 応募方法等

### (1) 応募期間

平成30年4月9日(月)～平成30年4月18日(水)

### (2) 応募書類

#### ア 事業企画書

(ア) 事業企画書(別紙様式1)

#### イ 参加資格確認用書類

(ア) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

(イ) 印鑑証明書

(ウ) 県税に未納がないことの証明書(個人の県民税及び地方消費税を除く)

(エ) 法人税と消費税及び地方消費税に関する納税証明書(その3の3)

※上記(ア)～(エ)については、3ヶ月以内に取得した正本とする。

※山梨県物品等競争入札参加資格通知書の写しにより、上記(ア)～(エ)に代えることができる。

#### ウ 事業実施主体の概況を示す書類

(ア) 定款又はこれに準ずる規約

(イ) 役員等名簿

(ウ) 事業計画、収支予算書及び収支決算書等

(エ) その他応募団体の概要がわかるパンフレット等

#### エ 誓約書(別紙様式3)

### (3) 提出部数

各7部(正本1部、写6部)

### (4) 応募方法

持参又は郵送(宅配)とし、平成30年4月18日(水)午後4時必着

### (5) 提出先

「12 問い合わせ先及び応募先」に記載の担当課あて持参又は郵送により提出すること。

### (6) 企画提案書類作成上の注意点

ア 提出書類は、A4版縦置きで横書き左綴じ、文字サイズは12ポイント程度とする(A3版を使用するときは、片袖折りで綴じる)。

イ 企画提案にかかる費用は、応募者の負担とする。

ウ 企画提案は、1事業者1案とする。

エ 企画提案の内容について聴取する必要がある場合は、連絡するため対応すること。

オ 提出書類は、返却しない。

カ 応募者が同一の内容で、既に国や県から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合は、書類審査の対象から除外又は採択決定若しくは委託契約を取り消す。なお、他の補助金等について採択が決定していない段階で、この業務に申請することは差し支えないが、他の補助金等についての採択の結果によっては、この業務の審査対象から除外され、又は採択の決定若しくは委託契約が取り消される場合がある。

## 7 企画提案の内容

本要項、仕様書、及び契約書（案）に沿って作成することとするが、事業企画書に（１）から（３）までに關する企画・提案が含まれるように留意すること。

### （１）事業実施主体の組織体制

本事業を行うに当たっての、実施責任者、企画運営を行う実務担当者及び経理責任者等の推進体制を記載すること。

### （２）事業目標

本事業の実施に当たり、定量的な成果目標を記載すること。

### （３）事業実施方針及び実施方法

事業の推進方法や連携可能な人物及び機関も含めた事業の全体像を記載すること。

## 8 選定方法等

### （１）選定方法

受託先候補の選定にあたっては、別紙「審査基準」に基づき、山梨県農政部に設置する審査委員会において、企画提案書類により書面審査、必要に応じてヒアリング審査を行い、得点の最上位者を契約締結候補者とする。ただし、総得点が最上位であっても得点が著しく低い審査項目がある場合は、選定しないことがある。

### （２）審査結果

企画提案の提出者あて、採用の有無を書面により通知する。

### （３）契約手続

契約締結候補者は、採用の通知を受領後、業務開始準備を行うものとするが、その後に契約ができない事情が生じた場合は、選定委員会に置いて次点となった者を契約締結候補者とする。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれか一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

（１）応募資格のない者が提案したとき。

（２）所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき。

（３）企画提案募集に対して、２以上の提案をしたとき。

（４）企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

- (5) 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。
- (6) 上に掲げるものの他、提出書類の重大な記載不備等により、県（果樹・6次産業振興課）が無効と判断したとき。

## 10 注意事項

- (1) 本業務は、農林水産省交付金「食料産業・6次産業化交付金」の採択を受けて実施するため、交付決定がされなかった場合は、当該契約は締結しないものとする。  
また、交付決定額が減額された場合は、減額されたのちの金額を上限金額として契約を締結することとする。
- (3) 採用された事業計画の実施にあたっては、契約担当者と委託先との協議のうえで内容を変更することがある。
- (5) 提出された提案書類は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出された書類等は必要に応じて複写して県庁内での検討に使用する。
- (7) その他の詳細については、契約担当者と打ち合わせのうえ行うものとする。

## 11 スケジュール

平成30年4月9日（月）～	募集要項の公開
平成30年4月9日（月） ～4月13日（金）	質問受付期間
平成30年4月16日（月）	質問に対する回答期限
平成30年4月9日（月） ～4月18日（水）	企画提案書提出期間
平成30年4月中を目途	選考審査会による審査
平成30年4月中を目途	審査結果通知発送・業務開始準備着手
平成30年4月中を目途	委託契約締結、業務開始

## 12 問い合わせ先及び応募先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県 農政部 果樹・6次産業振興課 野菜・6次産業化担当（担当：新井、長沼）  
電話：055-223-1600  
FAX：055-223-1622  
Eメール：[kaju@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kaju@pref.yamanashi.lg.jp)